

**大阪府における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定に関する基本的な考え方について（答申）**

**I. はじめに**

→ 調整中

**II. 配偶者からの暴力の防止等に関する現状について**

→ 現行の「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2012-2016）」4～6頁、18頁のグラフを記載予定

### Ⅲ. 大阪府における新たな配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定に関する基本的な考え方について

本審議会では、配偶者からの暴力の防止等に関する現状等を踏まえ、大阪府における新たな「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」の策定に関する基本的な考え方について、次のとおりお示しします。

#### 1. 計画の目標

配偶者からの暴力を防止するとともに、暴力の被害者が適切な保護や支援を受け、自立し安心して暮らすことのできる社会、及び、計画に基づく諸施策を推進することを通じて人権尊重に対する意識を社会に浸透させ、男女共同参画社会の実現をめざすものが望ましいと考えます。

#### 2. 計画期間

昨今、社会経済情勢は急速に変化しており、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等をめぐる様々な課題に的確に対応していくため、次期計画の計画期間はおおむね5年間とし、取組みを進めていくことが望ましいと考えます。

#### 3. 数値目標等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の現状等を府民にわかりやすく示すため、現行計画では5つの数値目標を設定しています。

次期計画では、現状や課題、施策の到達点をこれまで以上にわかりやすく府民に示していくため、より具体的な数値目標を設定することが望ましいと考えます。

#### 4. 施策の基本的方向と次期計画を策定するにあたっての考え方

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律は平成25年に、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることが追加されましたが、現時点では、それ以外の法令改正など大きな動きは予定されていません。

そのため、次期計画については、引き続き、現行計画の大枠（施策の基本的方向）は維持しつつ、現状等を踏まえ、以下にその策定にあたっての考え方を示します。

## 施策の基本的方向

### 1 配偶者からの暴力を許さない府民意識の醸成

#### (1) 配偶者からの暴力の防止に関する啓発

##### ○府民への啓発について

府民が配偶者暴力防止法の趣旨や制度を知り、身近な問題として考えるきっかけとなるよう、また、配偶者からの暴力に関する相談窓口の周知につながるよう、民間企業やNPO法人等の協力を得ながら、これまで以上に普及啓発を実施していくことが必要と考えます。その際、配偶者等への暴力は人権侵害であり、犯罪にもなるという意識を改めて府民に醸成していくことが必要と考えます。そして、SNSなどのコミュニケーションツールを悪用し、保護されている方を探そうとするSNSの悪用可能性などの最近の事例や課題などについて、府民に情報提供していくことを検討することが必要と考えます。

##### ○医療・保健関係者への周知について

「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」（平成24年3月策定）について、より一層の周知に努めるとともに、マニュアルの改訂についても検討することが必要と考えます。そして、マニュアルを改訂する場合には、より「分かりやすい」マニュアルとすることや、マニュアルについて定期的に研修を行うことなどについても検討することが必要です。

なお、場合によっては配偶者への暴力行為は医療的に抑制でき、支援できることを医療・保健関係者、特に精神科医や臨床心理士の方に伝えていくことも検討することが必要と考えます。

##### ○福祉・教育関係者への周知について

地域福祉を担う民生委員・児童委員等は、医療・保健関係者と同様、配偶者からの暴力被害者を発見しやすい立場にあります。とりわけ、福祉関係者の中でも社会福祉協議会の関係者は子ども、高齢者、障がい者など幅広く対応しているため、社会福祉協議会の関係者に対しても配偶者からの暴力の特性などの周知に努めることが必要と考えます。また、スクールカウンセラーだけでなく、スクールソーシャルワーカーについても周知に努めることが必要と考えます。

##### ○暴力を予防・防止するための啓発・教育について

子どもの人権尊重やエンパワメントを図る教育・学習の充実を通して、暴力によらずに問題を解決する方法を身につけることができるよう、府教育委員会が作成した「こどもエンパワメント支援指導事例集」の中に、「デートDV」の啓発として、「パートナーシップは支配、被支配の関係ではなく、平等な関係であること、男女

は対応なパートナーシップであること」という視点を盛り込むことについて検討することが必要と考えます。

また、「教職員向けDV被害者対応マニュアル」（平成25年3月策定）について、より一層の周知に努めるとともに、マニュアルの改訂についても検討することが必要と考えます。そして、マニュアル改訂にあたっては、より「分かりやすい」マニュアルとすることや、マニュアルについて定期的に研修を行うことなどについても検討することが必要と考えます。

なお、子ども向けの啓発にあたっては、学校教育関係者に周知を依頼するだけでなく、民間団体と連携しながら、子どもたちに直接働きかける機会確保を検討していくことも必要と考えます。

#### ○上記以外について

労働者が職場内でストレスを抱え、そのストレスが家庭内で配偶者や子どもへの暴力に転化している場合もあることから、例えば、職場（企業等）内において、労働者のストレスに関する管理職向け研修や配偶者暴力に関する研修など、配偶者暴力発生抑止に向けた取組が進むよう、企業等に働きかけていくことなどを検討することが必要と考えます。

## 2 安心して相談できる体制の充実

### (1) 府支援センター・警察における相談体制

○府支援センターにおける相談対応について

○警察における相談対応について

相談にあたっては、被害者の負担を軽減し、かつ二次的被害が生じることのないよう、女性警察職員による相談対応、被害者が加害者と遭遇しないような相談の実施等、被害者が相談しやすいような環境の整備に引き続き努めることが必要と考えます。また、府内各署において、署員に対して配偶者からの暴力に関する基本的事項や対応についての研修を引き続き、実施していくことも必要と考えます。

### (2) 市町村における相談体制

○身近な地域における相談窓口の充実支援について

府では、市町村が被害者支援の窓口としての機能を発揮できるよう、相談担当者の資質の向上を図るため市町村相談担当者向け研修を実施するとともに、困難な事案への対応等について市町村のブロック会議等において研修を行うなど、市町村の相談業務を支援しています。その際には同和問題等により困難な状況に置かれていることに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることを十分に踏まえて対応することが必要であることを研修する必要があると

考えます。

○市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進について

府では、各種会議や研修等を通じて、配偶者暴力相談支援センターの運営に必要な情報や専門的知識の提供、技術的な助言等を行うことにより、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた支援を行っていますが、さらなる設置促進の取組が必要と考えます。

また、平成26年度に行った府民意識調査結果でも、配偶者暴力相談支援センターのことが知られていないこと等から、例えば、配偶者暴力相談支援センターの愛称を一般募集し、周知度向上を図るなどの取組についても検討することが必要と考えます。

**(3) 被害者の状況に配慮した相談機能の充実**

○子どもへの対応について

○障がい者、高齢者への配慮について

○外国人への配慮について

日本語による意思疎通が困難な外国人に対して、母国語による相談ができるよう、必要に応じて通訳者を確保して対応したり、トリオホンによる電話相談を行っていますが、例えば、国際交流担当職員とDV担当職員間で合同研修会を行い、問題意識を共有していくことなどを検討する必要があると考えます。

○男性への対応について

本年7月から開始した電話による男性相談は、加害者となりがちな男性に対する数少ない入り口であり、今後も引き続き、加害者に窓口をあけておく必要があると考えます。

また、本年3月、「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」報告書が公表されましたが、この報告書に基づく国の動向等も注視しながら、男性被害者はもとより男性加害者への対応も視野に入れた男性相談のあり方について検討をしていく必要があります。

○上記以外について

いわゆるLGBTの方に対する配慮についても、国の動向や他都道府県の事例等を注視しながら、検討する必要があると考えます。

### 3 緊急かつ安全な保護の実施

#### (1) 一時保護に係る体制の充実

- 女性相談センターにおける取組について
- 警察における取組について
- 広域連携による取組について

#### (2) 保護命令への対応

- 保護命令に対する適切な対応について
- 子どもの安全の確保について

### 4 自立への支援の充実

#### (1) 継続的な自立支援の実施

- 生活に関する支援について
- 子どもとともに生活する被害者への支援について
- 就業に関する支援について
- 住宅の確保に関する支援について
- 法律相談の実施について
- 被害者に対する医学的・心理学的な援助等について
- 子どもへの支援について
- 被害者等に係る情報の保護について
- 住民基本台帳の閲覧等の制限等について
- 関係機関の連携強化等について

### 5 関係機関、団体等との連携の促進等

#### (1) 関係機関による連携体制の強化について

被害者の保護及び自立支援を円滑に進めるためには、大阪府や市町村その他の関係機関が共通認識を持ち、相談、保護、自立支援など様々な段階において連携して被害者支援に取り組む必要があります。これまでから、関係機関との会議等を通じて連携を図っていますが、府域を越えて一時保護がなされる場合など広域的な対応が求められる場合があることなども踏まえ、広域連携を進める中で課題や問題意識の共有を図っていくことも重要と考えます。

#### (2) 市町村基本計画の策定と市町村支援について

#### (3) 民間団体との連携について

#### (4) 苦情への適切な対応について

#### (5) 調査研究の推進等について

配偶者からの暴力の加害者への対応については、本年3月、「配偶者等に対する暴

力の加害者更生に係る実態調査研究事業」報告書が公表されましたが、この報告書に基づく国の動向等も注視しながら、男性被害者はもとより男性加害者への対応も視野に入れた男性相談のあり方について検討をしていく必要があります。

その際には、女性に対する暴力をなくすために、男性が主体となって取り組む世界的な運動である「ホワイトリボンキャンペーン」など、男性が加害者とならない取組を進める団体等から、情報収集を進めることも必要と考えます。

#### **IV. おわりに**

→ 調整中

# 参 考 资 料



(写)

男女府第1389号  
平成28年7月4日

大阪府男女共同参画審議会  
会長 伊藤 公雄 様

大阪府知事 松井 一郎

大阪府男女共同参画審議会における審議について（諮問）

大阪府附属機関条例第2条の規定に基づき、大阪府における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定に関する基本的な考え方について、諮問します。

〔諮問理由〕

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではない。

大阪府では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)に基づき、平成17年11月、「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、以後、2回にわたる計画改定を経て、関係行政機関、民間団体と連携を図りながら、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に向けた取組を推進してきた。

しかしながら、大阪のDV相談件数はここ数年増加傾向にあり、被害者の保護命令件数は全国で最も多いなど深刻な状況が続いていることから、引き続き一層の取組が求められている。

また、平成28年度末で現行計画は終期となることから、これまでの施策の到達点と課題を整理するとともに、社会経済情勢の変化を踏まえ、平成29年度以降の新たな配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画を策定する必要がある。

そこで、大阪府における新たな配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定に関する基本的な考え方について、貴審議会に諮問するものである。

## 第9期大阪府男女共同参画審議会委員

(任期：平成26年9月1日～平成28年8月31日)

(50音順・敬称略)

あかお 赤尾	かつみ 勝己	関西大学文学部教育文化専修教授
いしくら 石蔵	ふみのぶ 文信	大阪樟蔭女子大学学芸部健康栄養学科教授
いとう 伊藤	きみお 公雄	京都大学大学院文学研究科教授
うえだ 上田	りえこ 理恵子	株式会社マザーネット代表/甲南女子大学人間科学部特任准教授
かいとう 海東	ちひろ 千裕	株式会社高島屋人事部人事担当次長
かわぐち 川口	あきら 章	同志社大学政策学部教授
しぶや 渋谷	もとひろ 元宏	弁護士
なかがわ 中川	ちえみ 千恵美	大阪人間科学大学人間科学部社会福祉学科教授
なかた 中田	りえこ 理恵子	財団法人大阪府人権協会評議員
にしだ 西田	ひろみ 裕美	読売新聞大阪本社編集局編成部次長
むた 牟田	かずえ 和恵	大阪大学大学院人間科学研究科(社会学)教授
やまなか 山中	きょうこ 京子	大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授
よしだ 吉田	せいこ 勢子	日本労働組合総連合会大阪府連合会女性委員会副委員長

(平成27年4月1日現在)

## 大阪府男女共同参画審議会の審議経過

<大阪府男女共同参画審議会の審議状況>

【第34回】 平成28年7月4日

- ・大阪府における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定に関する基本的な考え方について（諮問）

【第35回】 平成28年8月29日（予定）

- ・大阪府における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定に関する基本的な考え方について（答申）

<大阪府男女共同参画審議会「DV防止基本計画検討部会」の審議状況>

【第1回】 平成28年7月21日

- ・部会長の選任について
- ・大阪府における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2012-2016）に基づく取組状況について

【第2回】 平成28年8月3日

- ・大阪府における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定に関する基本的な考え方について（部会答申案）

### 大阪府男女共同参画審議会DV防止基本計画検討部会委員名簿

（50音順・敬称略）

いとう 伊藤	きみお 公雄	京都大学大学院文学研究科教授
しぶや 渋谷	もとひろ 元宏	弁護士
なかがわ 中川	ちえみ 千恵美	大阪人間科学大学人間科学部社会福祉学科教授
やまなか 山中	きょうこ 京子	大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授
よしだ 吉田	せいこ 勢子	日本労働組合総連合会大阪府連合会女性委員会副委員長

（平成28年7月21日現在）